

第2回 市場使用料あり方検討委員会 会議録

日 時 平成21年11月27日(金) 13:59~15:12

場 所 東京都庁第一庁舎42階 特別会議室A

開 会

横山委員長 定刻前ですが全員おそろいでございますので、これから第2回東京都中央卸売市場市場使用料あり方検討委員会を開催いたします。

まず、設置要綱に従いまして定足数の確認をいたします。事務局よろしく申し上げます。

飯田幹事 委員 20名中、寺内委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、出席委員は19名になります。なお本日は、寺内委員にかわりまして東京食肉市場株式会社、島専務にご出席いただいております。

横山委員長 要綱に定められました定足数を満たしておりますので、議事を進行いたします。報道機関のカメラ撮影はこれにて終了とさせていただきます。

では、これから議事に入りたいと思います。

本日の議題は、現行市場使用料に係る課題整理であります。過去の市場使用料の検討会等における主な課題をもとに資料をご用意いたしました。それでは、事務局から資料について説明をお願いいたします。

飯田幹事 それでは、配付してございます資料の確認からよろしく願いいたします。資料は全部で9点ございます。資料1、市場使用料に関する検討会等の報告、資料2、卸売市場を取り巻く状況の推移、資料3、卸売業者、仲卸業者における使用料負担割合、資料4、各市場の立地条件、資料5、市場別投資額の推移、資料6、市場周辺の賃貸物件状況、資料7、全国他都市の市場使用料の状況、資料8、使用料収入の業態・業種別内訳、資料9、中央卸売市場会計の貸借対照表でございます。漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、資料1から資料9につきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。資料の構成上、資料1をご説明差し上げる中で資料2から資料8を適宜ご参照願いたいと存じております。なお、資料のページ数につきましては資料の右下に記載しておりますので、よろしく願いいたします。本日、資料が非常に多うございまして、少しお時間をいただくこととなりますが、ご了承をお願いいたします。

資料1、市場使用料に関する検討会等の報告についてでございます。これは平成6年、11年に市場使用料の改定原案を審議いたしました卸売市場審議会におきまして、それぞれに市場使用料のあり方に関する必要な見直しを行うことという附帯要望がなされております。当時これを受けまして、平成7年、平成12年の2度にわたりまして、外部委員にも加わっていただきまして使用料のあり方などを検討しておりまして、その報告の主な内容を整理したものでございます。

資料1-1の左の欄、平成7年につきましては、市場使用料に関する基本的な考え方と具体的な改善の方向をテーマとしまして、市場長の諮問機関といたしまして市場使用料のあり方に関する研究会を設置し、平成7年7月の諮問から平成8年5月の答申まで、計12回にわたりまして検討を行いました。また右の欄、平成12年につきましては、市場使用料及びそのほか財政運営をテーマといたしまして、同じく市場長の諮問機関といたしまして使用料等検討委員会を設置し、平成12年7月の諮問から平成13年12月の答申まで、委員

会を計7回、その下部組織となります部会を7回開催いたしまして、主に使用料の負担の公平と適正化に向けた検討を行いました。

次のページ以降は、その中で整理されました主な課題、課題に対します研究会・委員会の考え方等を記載してございます。

資料1 - 2、平成8年5月、市場使用料あり方に関する研究会の報告についてでございます。この中で議論されました主な課題、課題に対します研究会の考え方、そして課題に対します研究会の考え方をよりわかりやすくした補足説明として記載してございます。以下、それぞれの課題につきまして、順にご説明してまいりたいと存じます。課題ごとの補足説明の際には、検討当時の資料などを直近のデータで調整いたしまして資料としているものもございまして、その都度ご説明してまいります。

まず課題1、公共性と使用者負担についてでございます。研究会では、卸売市場が公共性の高い施設であるということが直ちに公的資金を支出して維持運営経費を助成する理由になるものではないというふうにとめております。

補足説明といたしましては、卸売市場が公共性の高い施設であるということと、その施設を維持運営するための経費を直接の使用者に使用料として負担してもらい、独立採算制を原則として市場を運営することとは、少しも矛盾するものではない。また、市場施設の使用者に適切な使用料負担を求めることは、市場内外の健全な競争を妨げないという意味で必要であるというふうの説明をしております。

課題2、公的資金による助成についてでございます。研究会からは、使用料負担の原則と公的資金による助成の問題につきましては、市場経由率や都外搬出率の観点も含めて考えることが適当であるというふうにとめております。

補足説明といたしましては、低下いたします市場経由率や約35%に上る都外搬出率という都内の流通の現状は、都の公的資金を卸売市場の維持運営経費に投入することを制約する合理的な理由となる。また、検討過程で議論がありました市場の受益者に関しましては、都民が受益者なのだから市場の経費は都の公的資金で負担すべきだというふうな議論がありまして、このように議論を広げるなら、それは受益者という意味の不当な拡張であり、議論を混乱させるものであるため、受益者の範囲を限定的にとらえるべきであるというふうな補足説明がなされております。

ここで、市場経由率、都外搬出率に関しまして、資料2 - 1、卸売市場を取り巻く状況の推移についてでございます。1の卸売市場経由率の推移(全国)につきましては、平成元年度から平成18年度まで、業種ごとの市場経由率をお示ししてございます。平成元年度と平成18年度を比較いたしますと、水産物部では74.6%から62.1%に、青果部では82.7%から64.6%、そして食肉部では23.5%から10.1%と減少傾向を示しておりまして、花き部では83%から85.4%と増減を繰り返しながら推移してきております。このように市

場経由率は全体的に検討しておりました当時の減少傾向と変わりがないということがわかりになるかと思えます。

続きまして資料 2 - 2、平成 16 年 9 月に実施いたしました生鮮食料品等流通実態調査をもとに記載しております。市場から搬出される荷物の都内・都外への搬出状況を業種ごとにその割合をお示ししてございます。水産物、青果物、畜産物、花き・切り花につきましては、23 区の搬出割合がおおむねですが 40%から 60%、多摩地区の搬出割合につきましてはおおむね 10%前後になっておりまして、都外につきましてはおおむねですが 40%となっておりまして、当時と比べましても大きくは変わっていない状況がうかがえます。また、本データは非常に古くなってきておりますので、今後第 9 次卸売市場整備計画の策定に向けて、改めて調査を行ってまいりたいと考えております。

資料 1 - 2 に戻っていただきまして、課題 3、市場使用料の改定に伴う消費者への負担の転嫁についてでございます。研究会におきましては、生産者や消費者への市場使用料の転嫁は、現実には行われる可能性が小さいこと、そして仮に転嫁が行われたとしても、転嫁という現象自体は合理的であるというふうにまとめております。

補足説明といたしましては、セリや入札という価格決定方式には転嫁の余地はなく、小売段階の競争が激しく行われている中では、市場使用料の増加が消費者に転嫁される可能性は小さいと考えるべきである。そして、生鮮食料品の流通におけます中央卸売市場は、今日の社会にありましてもなお大きな役割を果たしていることから、中央卸売市場を維持していくための経費は、生産者から消費者に至る多くの直接関係者によって、取引を通じ広く分担されることは望ましいことであるというふうに説明がなされております。

ここで、セリや入札という価格決定方式を検討いたしました資料といたしまして、資料 2 - 3、3 の取引方法別割合の推移についてでございます。これは業種ごとに平成元年度から平成 20 年度までの取引方法の割合をお示ししてございます。取引に占めますせり入札の割合を平成元年度と平成 20 年度とで比較いたしますと、水産物部では 39.1%から 16.5%に、青果部では 56.1%から 4.4%、食肉部では 85.9%から 96.9%、花き部では 91.8%から 31.1%へと、食肉部以外ではせり入札が大きく減少している傾向がわかりになるかと思えます。このデータから、せり入札に対しまして相対取引の割合が大きく増加している傾向がうかがえます。この相対取引における価格につきましては、決して自由に決まるものではなく、産地から小売までの幅広い状況、そして需給バランス、商品の品質等を踏まえまして、適正相場を形成いたします建値市場としての性格から使用料を単純に取引価格に転嫁できるものではないと考えております。

資料 1 - 3 をお開き願います。課題 4、業種・業態間による負担の公平についてでございます。研究会では、市場使用料の現状を点検する上で、もっとも大事な視点の一つが負担の公平である。そして、何が公平であり、何が不公平なのか、誰もが納得するモノサシを用意することは容易ではないため、どれか一つの視

点で公平を考えるのではなく、総合的に考える必要があるとしており、継続して検討していく課題として挙げております。

補足説明といたしましては、使用料負担の公平を図るモノサシとして売上高、使用面積、負担能力と三つの指標を挙げておりまして、この三つのモノサシが示します同一の売上高、使用面積、負担能力に対しましては、同一の使用料の負担が公平であると考えられることも重要であるというふうにしてございます。

資料3にこれらのデータを掲載してございます。資料3 - 1、卸売業者、仲卸業者における使用料負担割合でございます。1の売上高に対する売場使用料の負担割合についてでございます。卸売場使用料は売上高割使用料と面積割使用料からなっておりまして、面積割に関しましては、単価が同じであっても売上高に違いがあれば売上高割使用料に違いが生じまして、卸売場使用料負担額は異なってまいります。この卸売場使用料の総額がそれぞれの売上高に占めます割合を使用料の対売上高比率としてあらわしたものが、各業種の売上高に対しまして卸売場使用料の負担割合でございます。

(1)卸売業者の使用料対売上比率につきましては、水産卸では0.29%、青果卸では0.38%、食肉卸では0.21%、花き卸では0.39%となっております。売上高に対しまして使用料の割合は業種間で最大0.2%という状況になってございます。

(2)仲卸業者につきましても、卸売業者の負担割合と同様な考え方で使用料の対売上高比率を業種ごとにあらわしております。水産仲卸は0.1%、青果仲卸は0.12%、食肉仲卸は0.05%、花き仲卸は0.25%となっております。売上高に対する使用料の割合は業種間で最大0.2%の差となっております。

以上から、卸売業者と仲卸業者の売上高に占める使用料の負担割合を比較いたしますと、卸売業者のほうが仲卸業者より高くなっているという現況がおわかりになるかと思えます。

続いて資料3 - 2、2の使用面積に対する売場使用料の負担割合についてでございます。これは、卸売場使用料総額を使用面積で除して m^2 当たりの使用料を算出しております。また、売上高を使用面積で除して m^2 当たりの売上高もあわせて算出してございます。なお、この表におきましては、水産卸の単価をそれぞれ指数表示100といたしまして各業種を比較して表示してございます。

(1)卸売業者では、 m^2 当たりの使用料につきましては、水産卸を100とした場合、青果卸が37、食肉卸が296、花き卸が35となっております。一方、 m^2 当たりの売上高について見ますと、水産卸を100とした場合には、青果卸が28、食肉卸が405、花き卸が26となっております。青果・花き卸は使用面積に対する使用料の負担が相対的に低くなっておりますが、それに対しましては両業種とも使用面積に対する売上高も相対的に低くなっていることが現況としてわかってまいります。また、食肉卸では使用面積に対する使用料負担が高くなっておりますが、それに対しましては、使用面積に対する売上高も高いという状況がわかっております。

(2)仲卸業者では、 m^2 当たりの使用料を水産仲卸 100 とした場合には、青果仲卸が 124、食肉仲卸が 132、花き仲卸が 100 となっております。また、 m^2 当たりの売上高につきましては、水産仲卸を 100 とした場合、青果仲卸が 95、食肉仲卸が 247、花き仲卸が 38 となっております。仲卸業者の場合には、売上高割使用料は直荷のみでございまして、直荷がない場合には面積割使用料のみでの計算となります。このため、 m^2 当たりの使用料は直荷の有無や規模によって異なってくるというふうになります。この表から、水産仲卸業者に対しまして青果・食肉仲卸業者は、使用面積に占める売上高割使用料の割合が相対的に高いことから m^2 当たりの使用料が高くなっているものでございます。一方、 m^2 当たりの売上高は、水産仲卸業者に対しまして食肉仲卸業者以外は低くなっているという現況でございます。

次に資料 3 - 3、3 の負担能力に対する売場使用料の負担割合についてでございます。これは業種ごとの売上総利益に占める卸売場使用料の割合、そして売上高に占める売上総利益の割合で、負担能力を収益力と考えまして、収益力を売上総利益で見た場合のデータを示してございます。

(1)卸売業者についてでございますが、この使用料の対売上総利益比率は、水産卸が 6.18%、青果卸が 5.64%、食肉卸が 5.78%、花き卸が 4.07%となっておりまして、相対的に水産卸の使用料負担が重くなっていることがわかります。一方、売上高に占める売上総利益の割合は、水産卸が 4.04%、青果卸が 6.70%、食肉卸が 3.62%、花き卸が 9.21%となっておりまして、業種ごとの委託手数料率と比較いたしますと、その開きは 0.1 から 1.8%程度となっております。

(2)仲卸業者についてでございますが、使用料の対売上総利益比率は、水産仲卸が 0.65%、青果仲卸が 1.09%、食肉仲卸が 0.85%、花き仲卸が 1.61%となっておりまして、0.6%から 1.6%となっており、売上総利益に対する仲卸業者の使用料負担は卸売業者と比較いたしまして低くなっている状況がおわかりになるかと思えます。また、売上高に占める売上総利益の割合は、水産仲卸が 14.7%、青果仲卸が 11.3%、食肉仲卸が 5.96%、花き仲卸が 15.87%となっておりまして、卸売業者と比較いたしまして仲卸業者のほうが高くなっております。

こうした三つの視点、負担の公平を図る上での三つの視点からとらえました負担の傾向は、現時点においても大きく変わっていない状況がおわかりになるかと思えます。以上の検討からもおわかりになりますように、ある視点でとらえると公平性を欠いているように見える部分もございますが、また別の角度から考察すると逆になっているという現況もございます。負担の公平性を検討するに当たりましては、どれか一つの視点でとらえるということではなく、当時のように、そして現時点におきましても、総合的に考える必要があるのではないかと考えております。

資料 1 - 3 にお戻りいただき、課題 5、市場別料金制導入の是非についてでございます。研究会では、現在の同一料金制にはいろいろと不合理や問題があるが、同一料金制を上回る合理性、説得性を持つ新たな市

市場別料金制をいま直ちに全面的に導入することは困難であるとの考え方をしております。

補足説明といたしましては、市場別料金制の内容について、施設の新旧によって差を設けるべきだという市場施設ごとの原価主義の考え方をとるべきなのか、また各市場の立地条件を主眼に考え、都心部の施設は高く、周辺部の施設は安く設定するように考えるべきなのか、また各市場の収支計算を行った上で料金を設定するように考えるべきなのか、明瞭ではないというふうにしております。また、市場別使用料を導入した場合、市場ごとに現在の料金水準が大きく変わり、市場間に大きな料金格差が生まれることが予想されますが、市場使用料は市場業者の事業に大きく影響することから、これを大幅かつ急激に変えることは現実的ではないという補足説明をしております。

この検討におきまして、各市場の立地条件をお示しした資料がございます。ここでも現時点の立地条件をご確認していただきたいと存じます。資料4、各市場の立地条件をお示ししてございます。各市場の土地の面積、そして、実際の評価額ではございませんが近傍の公示価格、路線価等をもとに簡易的に試算した公示価格相当として、周辺環境等をあわせて記載したものでございます。この簡易的なデータによりますと、㎡単価の最も高いものが食肉市場でございまして261万円、最も低いものが多摩ニュータウン市場の18万円となっておりまして、この二つだけでも相当な格差があることがおわかりになるかと思えます。これほどの違いがございます地価を市場使用料に連動させるとした場合、市場間に大きな使用料格差が生じまして、こうしたデータからも現実的ではないことが現時点においても当てはまるものだと考えております。

資料1 - 3にお戻りいただき、課題6、市場別料金制導入の必要性についてでございます。研究会では、施設整備の状況が何らかの形でその市場の業者の使用料負担に反映される仕組みを含む市場別料金制の検討を今後さらに行っていくべきであるという取りまとめを行っております。東京都ではこの取りまとめを受けまして、平成14年から16年に市場別使用料の内部検討を行った経緯もございます。

補足説明といたしましては、同一料金制が施設整備と使用料負担の対応関係を不透明なものにし、結果として市場財政の膨張を招いているという現状は速やかに改善されなければならない。さらに、付加的な施設や特別に経費のかかる施設の整備につきましては、全市場業者に負担を分散するのではなく、整備した市場の業者が負担するという使用料の仕組みを考えることは、過去の市場整備の歴史を考慮したとしても十分合理的であるというつけ加えを行っております。

市場の施設整備に投資いたしました額の一覧を市場ごとに記載した表がございます。資料5 - 1、市場別投資額の推移を記載してございます。昭和39年から平成20年度まで、卸売市場整備計画に沿いまして投資してきた額の一覧でございます。主なところでは、築地市場が653億円、食肉市場が377億円、そして大田市場が823億円となっておりまして、それぞれにかつて大規模整備を実施した市場の投資額が大きくなってございます。全体といたしまして、これまで廃止した市場を含めまして全市場の累計額、右下に書いてござ

いますが、3,128 億円となっております。

資料5 - 2、こちらは参考資料となりますが、施設整備事業の実施までの流れを簡単にまとめた資料として添付してございます。各市場の施設整備に要します経費について、予算計上いたします際の基本的な考え方をお示してございます。まず中央卸売市場では、各市場の施設整備に当たりましては、卸売市場整備計画を策定し、それに沿って施設整備を進めております。そこで、この整備計画の策定につきまして、どのような流れになっているかというものを表の左側に記載してございます。整備計画の策定に際しましては、まずその基本方針を定めることとしております。この基本方針の策定につきましては、まず東京都知事が業界代表、学識者、都議会議員などで構成されます東京都卸売市場審議会に本件を諮問いたします。そして審議会では、これを十分に検討した上で基本方針の答申を行います。このようにして基本方針が策定されることとなります。その下にまいりまして、この基本方針を受けまして卸売市場整備計画が策定され、策定された内容につきましては、ただいま申し上げました卸売市場審議会にその内容を報告するという手順がございます。

右の欄になりますが、これを事業執行するに当たって、事業執行するための前提として予算要求までの流れのイメージ図を記載してございます。市場では、毎年度の予算要求に当たりまして、まず各市場の業界団体から施設整備などに関します要望を受け付けます。そして予算を所管いたします部署で精査いたします。その上で予算計上という段取りをとってございます。この際には、東京都の方針、例えば10年後の東京計画、さらには先ほどご説明いたしました卸売市場整備計画に沿っているかなど、さまざまな視点から十分精査を行い、中央卸売市場の局の予算要求として計上していくという仕組みをとってございます。これが施設整備の予算要求までの主な流れでございます。

資料1 - 4をご覧ください。課題7、民間相場の反映についてでございます。研究会では、民間相場から乖離した使用料金は、高ければ市場業者の経営を場外業者に比べて不利にいたしますし、逆に安ければ市場業者を生鮮食料品流通の競争から保護し、既得権を与えて非効率な経営を温存してしまうことになるというふうにしてございます。

補足説明といたしましては、一般常識からいえば、中央卸売市場も経済社会の中の一施設として、使用料金は相応の市場価格であるべきであり、つまり民間相場を反映するのが当然で、反映しないのは不自然であるとしながら、民間相場を反映させるということは民間相場自体、地域によって異なっておりますので、必然的に市場別の料金体系へ移行するということになりまして、この場合ですと多くの困難な問題があると補足説明をしております。

民間相場をあらわしました資料といたしまして、駐車場、そして事務室などの市場外の施設相場を掲載しておりますので、これを時点修正いたしました資料6をご覧くださいませでしょうか。市場周辺の賃貸物件

状況についてでございます。一番上に書いてございます1の事務室の状況についてですが、(1)市場の事務室使用料は、㎡当たりの単価、月額2,150円となっております。その下の(2)周辺賃貸物件につきましては、最も高い物件が世田谷市場周辺でございまして、㎡単価が7,711円、逆に最も安い物件が葛西市場周辺でございまして、㎡単価1,876円となっております。

続いて資料6-2、2の駐車場の状況についてでございます。(1)市場使用料につきましては、車両置場使用料といたしまして㎡単価660円という設定をしております。これを1台当たりの面積20.5㎡とした場合の月額賃料は1万3,530円となります。(2)周辺賃貸物件では、最も高いものが築地市場の周辺でございまして6万7,000円、最も安い物件は多摩ニュータウン市場周辺で8,000円となっております。こうしたそれぞれの賃貸料につきまして、市場の事務室や駐車場の使用料と比較いたしますと大きな格差が生じておりまして、これらの施設についてだけ市場使用料に反映させるといふうなことをした場合は、当時と同様に市場施設間の使用料のバランスを失することになるかと思えます。

資料1-4にお戻りいただきまして、課題8、今後の改善の方向性についてでございます。研究会におきまして、市場使用料にかかわる今後の改善の方向性を研究会の多数意見としてお示ししております。市場経営のための経費を可能な限り圧縮すること、行政負担もまた合理的に可能な限り増やすよう努力すること、以上と並行いたしまして業者負担の増加を求めるとも必要であるというまとめをしております。

補足説明といたしましては、市場行政のリストラを一層進めるとともに、市場整備の計画を見直すなど、市場経営のための経費を可能な限り圧縮する必要がある。また、市場と行政の確立された負担区分を前提としつつ、市場への出資金の復活や、その他行政として合理的に対応可能な市場への助成措置につきまして努力する必要があるという取りまとめを行っております。

資料1-5をお開き願います。こちらは平成13年12月に使用料等検討委員会の報告の主な課題につきまして、先ほどと同様に主な課題、委員会の考え方、補足説明の順に記載してございます。

課題1、市場使用料の算定の考え方についてでございます。委員会の考え方といたしましては、使用料の算定に当たっては、都の要領の考え方、この要領と申しますのは都の市場使用料の算定要領です。この考え方を基本としていくことが適当であるとしております。

補足説明といたしましては、この使用料の算定に当たりまして、昭和48年に農林水産省が示しております使用料算定の考え方を基軸といたしまして、東京都では昭和61年に要領を定めております。この東京都の要領におきましては、土地代を含まないという東京都独自の考え方を適当であるとまとめております。そして、全国諸都市の市場に行いましたアンケート調査結果をあわせて紹介しております。諸都市が使用料を算定するに当たりましては、東京都の要領と同様のものになっているところが多数ございました。

ここで諸都市のアンケートをまとめたものを時点修正しておりますので、資料7をごらん願えますでしょ

うか。市場使用料の実態に関するアンケート調査結果の抜粋でございます。本アンケートは、平成 21 年 6 月に政令指定都市、同一公共団体の中で複数の市場を有する 31 の都市の公営・公設の市場に対して行いました。31 の開設者からの回答結果を取りまとめたものでございます。

1 の使用料の算定方法についてですが、(1)施設使用料の算定につきましては、27 の開設者が施設ごとの個別原価により使用料の改定率を算定しておりまして、東京都と同様な総括原価方式により使用料の改定率を算定しているのは四つの開設者でございました。(2)算定にあたり原価を構成するものとしたしましては、東京都が使用料算定対象外としている土地代を含めている都市が 11 ございました。

2 の卸売業者の使用料に占める売上高割使用料の割合につきましては、27 の開設者から回答がございました。使用料に占める売上高割使用料の割合が最も低い開設者の値は 27.9%、最も高い開設者の値は 70%でございました。東京都の卸売業者の売上高割使用料の割合は 52.3%となっております。また、売上高割使用料と施設使用料の割合につきましては、25 の開設者が現状で問題ないという回答をしておりまして、構成比率の見直しを予定している開設者は、31 の中にはございませんでした。

3 の市場別使用料の導入状況につきましては、11 の開設者からの回答がございました。8 の開設者が市場別料金制度を採用しておりまして、均一料金制度を採用しているのは、東京都のほかは仙台市、名古屋市、京都市でございました。市場別使用料を導入した契機の質問に対しましては、新たな市場や取扱部を新設した際に市場別を導入したという回答がございました。また、市場別料金制の導入に際しましては、業界から他市場との使用料格差に伴う激変緩和措置への要請等があったという回答もございました。

4 の会計制度、一般会計繰入金の状況につきましては、31 の開設者から回答がございました。31 のうち、公営企業会計制度を採用しておりますのは 10 市場で、一般会計からの繰入金の受け入れ状況は総務省の基準など一定の基準により繰り入れを行っているものが 7 の開設者、収支不足額を全額繰り入れている開設者は 14 の開設者でございました。

次のページに全国中央卸売市場一覧をおつけしておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

資料 1 - 5 にお戻りいただきまして、課題 2、市場使用料の改定のあり方についてでございます。委員会の考え方といたしましては、各経費につきまして精査を不断に行い、コスト縮減を図っていく必要がある。使用料改定の 3 年ルールにつきましては、財政健全化の立場から定期的、そして計画的な見直しの原則を堅持すべきとしてございます。

補足説明につきましては、市場財政の大きな圧迫要因でございます減価償却費につきまして、これを抑制するために、今後、施設整備に当たっては緊急性と費用対効果など業界と十分な協議・調整などをしていくことを指摘してございます。

続いて資料 1 - 6、課題 3、卸売場使用料における売上高割と面積割の是非についてでございます。委員

会の考え方といたしまして、東京都がこれまでどおり卸売場使用料について、売上高割、そして面積割と二本立ての体系を維持していくことには合理性があるというまとめを行ってございます。

補足説明といたしましては、売上高割使用料は全市場同一料金を設定している東京都の市場におきまして、市場の立地条件による収益性の格差の調整、業種による収益性の格差の調整、卸売業者の経営状況の変動の調整という機能を有している。そして、卸売市場が公的性格を有していることから、安定的な経営が求められており、変動する売上高割に多くを依存することは慎重にすべきという指摘をしてございます。

課題4、卸売業者と仲卸業者間の負担の公平についてでございます。委員会では、売上高割と面積割の単価のみの比較では卸より仲卸の負担が重くなっておりますが、㎡当たりの使用料負担は卸のほうが上回っている。したがって、業態間の負担につきましてはいま早急に是正すべき不公平があるとは言えないというまとめをしてございます。

補足説明といたしましては、市場開場当時、卸売業者と仲卸業者等の負担を折半する考えがありまして、平成10年度決算では全使用料の54.7%を卸売業者が負担しており、おおむねこの方針に沿っているという状況でございました。

ここで、卸売業者と仲卸業者等の負担の現況について資料8をご用意いたしましたので、ご覧いただけますでしょうか。市場使用料収入の業態・業種別内訳、20年度決算ベースでございます。この表では、20年度決算におけます売上高割使用料と施設使用料の業態・業種ごとの負担とその割合をお示してございます。売上高割使用料につきましては、卸売業者の合計が約30億円、仲卸業者等の合計が約2億円となっております。施設使用料につきましては、卸売業者の合計が約27億円、仲卸業者等の合計が約58億円となっております。下の欄、卸売業者の負担は57億円、仲卸業者等の負担は60億円となっております。卸売業者と仲卸業者等の負担割合は当時と同様におおむね折半という状況になってございます。

資料1-6に戻っていただきまして、課題5、卸売場使用料に関する個別意見についてでございます。委員会では、買付品に関する売上高割使用料の見直しが指摘されておりまして、補足説明におきまして、売上高割使用料について、委託品より利益率が低い買付品に関しては負担率の見直しをしてほしいとの意見がございました。

ここで、受託品と買付品の割合をお示しております資料2-4、4の卸売業者の受託・買付割合の推移についてでございます。業者ごとに平成元年度から20年度までの受託品と買付品の割合の推移をお示してございます。花き部との関係で平成3年度からごらんいただきたいと存じます。平成3年度の買付品の割合ですが、水産物部で49.9%、青果部で12.4%、食肉部で14.3%、花き部で1.1%となっております。平成20年度の買付品の割合は、水産物部で64.5%、青果部で31.5%、食肉部で3.2%、花き部では3.8%となっております。全体的に受託品に対しまして買付品の割合が増加している傾向がわかりませんが、買付品に

係ります取引や利益構造など、その実態を十分に把握した上で売上高割使用料の見直しや負担範囲の拡大など、当時の意見に対しましてより検討を深めていく必要があると考えております。

次に資料 1 - 7、課題 6、市場別使用料の導入検討についてでございます。委員会では、市場ごとの負担の公平を図るためには、市場別収支、市場ごとの立地条件及び営業形態を考慮するとともに、これまでの経緯を踏まえ、市場別使用料の導入についての検討を行っていく必要が指摘されております。

補足説明では、いま直ちに市場別料金制を導入することは現実的ではない。また、導入の考え方に理論的には賛同が得られたとしても、なぜ今という問いに説得力ある説明ができる状況にはないのが現実であるという補足説明がなされております。

次に課題 7、市場別使用料に関する個別意見についてでございます。委員会では、築地の整備などが指摘されておきまして、補足説明におきましては、これまで順次整備をしてきて最後に築地が残された。そこで負担が高率になるというのでは、業者もよい市場をつくる意欲が失われてしまう。それぞれの市場が納得できるようにしていかないと、将来に禍根を残すことになる。だからこそ、こういう場で公明正大な方針を出していただきたいと説明しておきまして、さらに加えて、業界も使用料の負担に耐え得る市場業者である必要がある。そして、経営基盤を強化し、負担能力を備えた業者として生き残っていかなくてはならないと説明し、取りまとめを行っております。

長くなりましたが、最後の資料といたしまして、資料 9 の平成 20 年度中央卸売市場会計の貸借対照表をおつけしてございます。こちらの表は、公営企業会計規則に基づきまして表記されております。民間企業におけます流動性配列法に対しまして、固定性配列法により記載したものでございます。公営企業がインフラの整備を行い多額の固定資産を有することから、流動資産・負債よりも先に固定資産・負債を配列するという手法をとってございます。

簡単に、資産の部では、固定資産が 4,290 億円、流動資産が 1,685 億円の計 5,976 億円でございます、右の負債及び資本部につきましては、固定負債が 1 億円、流動負債 51 億円、負債計が 52 億円となっております、資本は、資本金 4,022 億円、剰余金 1,901 億円、資本の計は 5,923 億円となっております。このうち、剰余金の中の利益剰余金という欄がございますが、市場会計の保有資金に該当いたします。この保有資金の推移につきましては、第 1 回検討会の資料でお示ししてございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

以上、大変長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。

横山委員長 ただいま事務局より、過去 2 回にわたる研究会と検討委員会の報告の内容説明をしていただきました。また、市場使用料の現状に関する直近のデータについても資料が提供されました。説明のあった資料をもとに、現行使用料の課題等について委員各位よりご意見等いただきたいと思っております。ご意見等あり

ます委員は、挙手の上、ご発言をお願いいたしたいと存じます。

川田委員 資料2の卸売市場を取り巻く状況の推移で、市場経由率が下がってきているというご指摘があって、そのような数字も出ているわけでございます。毎回申し上げるんですけども、青果の部分ですと、野菜で75.8%、果実で46.6%ということで半分以下になっているという数字でございますが、これはすべての青果物、野菜で言うと例えば中国から輸入されます餃子の中のキャベツまで含めたすべての消費量の中でどれだけ市場を通っているかという数字なんですよ。農水省からも出しているんですけども、日本国内でつくった青果物の市場経由率は、ここ5年ぐらいの数字しか今とれていないんですが、91%から93%の間を推移しているということで、国内で生産された野菜・果物の流通のほとんどは市場流通であるということなんです。

ですから、それをとって卸売市場の社会性、公共性が高いと考えるのか、あるいは消費の形態が既に加工品に移ってしまっているから、例えば果物の場合は半分しか生で流通していないんだから公共性は低いと考えられるのかというところがいつも議論なんですけれども、この資料は、御都として卸売市場の社会性は低い、公共性は低いということで出されたんでしょうか。

大橋幹事 卸売市場経由率の数字でございますけれども、出典は下に書かせていただいておりますけれども、農林水産省の卸売市場データ集でございます。農林水産省はこの表を、食糧需給表をもとにして若干加工して経由率を出していると聞いております。今、川田委員がおっしゃったことは、実感としてそういう数字になるという話はお聞きしたりもするんですけども、公的に出ている数字としては今のところこれしかないものですから、これを出させていただきました。

川田委員 それで我々もかなり農水省に強く抗議いたしまして、2年前からこの数字に別欄として、国内の青果物の生鮮の市場経由率が別に出しておりますので、その数字をぜひ入れていただきたいんです。農水省のほうでいつもこの資料の数字を出すものですから、市場の機能は移っているじゃないか、今さら施設整備の必要もないという論調で必ず新聞に書かれているんです。そうではないというのは、国産青果物の卸売市場経由率が2年前の分から出ておりますので、何なら私が次回持ってまいります。実は午前中に農水省の市場の将来方向に関する研究会に出てきて、そこでももう1回議論したんですが、間違いなく農水省から出ている数字で93%でございます。

飯田幹事 今ご指摘がありました資料もあわせて検討の対象として入れていきたいと存じます。

横山委員長 ほかにどなたか。学識経験者の委員各位はいかがですか。ご確認したいところを含めて、ご意見等をいただけたらと思います。

渡辺委員 まだ勉強中なもので質問したいところがあるんですけども、売上高割と施設割のところの50:50の議論というのは、13年のところにあたりしたんですけども、歴史的なものというのはどんな感

じなんでしょうか。仲卸さんと卸さんの負担を半々にしようというのが、できたころからそれはあったというような話があるんですが、売上高割と施設割の比率に関して、歴史的な推移というか、どんなふうに変わってきたのかというのがありましたらお聞かせ願いたいんですけども。

飯田幹事 今のお話の中で2つありまして、卸売業者さんサイドといわゆる生産者サイド、そして消費者サイド、仲卸業者さん等ということでまとめさせていただいております。こちらにつきましては折半ということで、これは開場当時から、昭和10年からそのような経緯で来ておりまして、これが1つの方針ということで来ております。その途中の過程におきましても50:50ぐらいで推移しておりまして、当初の考え方というか、開設当初の50:50という状況は、数値からは同様な状況になってございます。

もう一つの売上高割と施設割につきましては、農水省の昭和48年の指針で計算式が示されておるんですが、このときに売上高割を標準的に0.5、その残りを施設割という一つの考え方が示されております。この考え方は、必ずしもそれに拘束されるものではなく、市場ごとの実情に応じて可変的であっても構わないということもあわせて示されております。

渡辺委員 48年当時は大体50:50の形で売上高割と施設割が始まった、それが歴史的な形で現状のように推移してきたと考えてよろしいんでしょうか。

飯田幹事 大体そのような形で推移しております。

川田委員 貸借対照表の2枚目の有形固定資産の土地の部分ですけれども、1,900億円ぐらい計上されておりますが、これはどういう、例えば企業の場合ですと、大体、取得価格でやっています。

飯田幹事 取得価格でございます。

川田委員 取得価格ということは、例えば築地市場だとしたら、取得当時の価格で入っていると。

飯田幹事 当時670億円ですので、その価格です。

川田委員 わかりました。

小池委員 私、花きの仲卸をやっている者ですが、先ほど資料3の説明の中で仲卸の売上高割合、仲卸については直荷引の金額に基づいて売上高割合をしているというお話があったに思うんですけども、その論理的な根拠というのは、どういうことからそういうふうになったんでしょうか。

飯田幹事 これは卸売業者さん、仲卸業者さんをお示ししてございますが、まず客観的な指標といたしまして、それぞれ売場に着目しようという考えが一つあります。その中で、卸売業者さんは基本的に売上高割と面積割がございます。仲卸業者さんは直荷引をしない場合は面積割だけでございます。ところが、この直荷引をした場合には、直荷引に対する売上高割がかかってくるということで、卸売業者さんと比較する関係から売上高割をあわせて試算したものでございます。これが当時の考え方で、今回はその当時の考え方に基づいた考え方で時点修正を行っております。

横山委員長 ほかにご確認なりご意見なり、どうぞ。

野見山副委員長 資料2 - 2の市場別地域別搬出量の割合で、意外と都外への搬出量が多いことにちょっと驚いています。そこで、この調査は9月の1ヶ月間の調査データなのか、1週間とかもう少し短いサンプル調査なのか、もしおわかりになればご説明願います。

大脳幹事 これは9月の特定の1日でやりまして、しかもサンプル調査でございまして、データとしてはかなりラフなものでございますけれども、あくまでも参考ということで出させていただきました。

横山委員長 これにつきましては、先ほど事務局のお話では、平成16年9月では古いから、さらに調査するというご言及があったと思うんですが、そのときに1日だけのサンプル調査、今ご説明があったような問題があるとすると、どのような改善を今お考えになっておられますか、調査については。

大脳幹事 実は、今年12月中旬にこの調査をまたやらせていただくということで、各市場の業界の関係者の皆様にご協力いただいてやらせていただくことを考えております。おっしゃるように1日だけですと非常にラフだというご意見もあるんですけれども、出入りする車に、どこに持っていきますか、何tぐらい積んでいますかということで1台1台データをいただくものですから、非常に関係者の皆さんにご迷惑をかけるということもございまして、大変残念で、また恐縮でございますけれども、今年も各部類別に1日単位の調査でお願いせざるを得ないと考えております。ただ、できるだけ多く回収しまして、データの精度をより高めていきたいと考えております。

高野委員 食肉市場の仲卸をやっております高野でございます。本日いただいております資料の一部には、食肉の卸会社も含めて負担割合が低く判断されそうなものがございますが、実態は非常に厳しいものがございます。昨今では、仲卸売場とは申しまして単純な概念では説明できない施設全体が加工工場と化しております。資料に反映されていない、自ら設置する設備負担など増加の一途でございます。加えて、牛のBSE発生以来、衛生管理に関する高まりから、これにかかわる私も食肉業界といたしましても、益々負担が重くなる傾向であります。従って、単なる売場面積に対する負担割合の議論だけではなく、それぞれの特徴、立場を加味しながら進めていただくように、事務方にも加わっていただきまして、慎重な議論をお願いしたいと思っております。

横山委員長 ほかにございますか。

それでは、今いただいたご意見以外にもあろうかと思うのでございますが、ほかに特段ご意見がなければ、これからの進め方について、私からご提案をさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

市場使用料のあり方を具体的に検討していくためには、今回大部の資料をご提供いただいたわけですが、こうした資料で明らかにされた使用料の問題点、それから今ご指摘のあった、とりわけ川田委員から

も出ましたようなデータの意味をやはり慎重に扱う必要があるということで、そういった意味も含めまして、論点なり争点をこれから絞り込んでいくことが重要なのではないかと考えております。

そのために、本検討委員会の設置要綱に基づきましてワーキンググループを設置させていただきたいと思っています。そして、今後の争点について、そのワーキンググループで検討をしていきたいと、かように考えてございますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

横山委員長 ありがとうございます。なお、ワーキンググループの構成につきましては、学識経験者の委員を中心として私、委員長に一任していただくという方向でワーキングを立ち上げたいと考えてございますが、この点もあわせてお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

横山委員長 ありがとうございます。ワーキンググループの検討経過等につきましては、今後適宜、事務局より各位へご報告をさせていただくようなことで進めたいと思います。

次回の本委員会は、ワーキンググループでの検討を踏まえ、委員の皆さんで議論、あるいは検討を進めていきたいと、こういう進め方で今後この委員会を進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

横山委員長 では、これをもちまして第2回市場使用料あり方検討委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉 会